

1, これまでの受入農業者との重複を避けるため、受入農業者リストを公表してもらえないか。

A これまでの受入農業者リストは公表していません。

業務委託仕様書の3. 業務委託内容の(1)①のとおり、過去の事業で5者以上確保されている鈴鹿市、伊賀市、紀北町、いなべ市を除いた地域であれば、差し支えありません。

2, 受入農業者には、JA の支店は含まれるか？

JA の支店は対象となりません。

ただし、業務委託仕様書の3. 業務委託内容の(1)①を満たす JA の子会社であれば、受入農業者の対象に含まれます。

3, 体験者への手当てが、最低労働賃金以下になっているが、問題ないか？

本事業で体験者へ支払う手当は、体験への協力に対する謝礼として支払うものであり、労働の対価として支払うものではないため、賃金には該当しません。